

日蓮大聖人御書全集

ほうきどのとうごへんじ

伯耆殿等御返事

新版
1937

ほうぎどのとうへんじ

伯耆殿等御返事

こうあん ねん

弘安2年(79)

がつ にち

10月12日

さい にっこう

58歳

にっしゅう

日興・日秀・日弁等

だいたい

おもむき

か あ

あつはら

大体この趣をもつて書き上ぐべきか。ただし、熱原の

ひやくしようとうあんど

にっしゅうとう

べつ

ほんちゅうあ

百姓等安堵せしめば、日秀等、別に問注有るべからざる

だいしんぼう

やとうじにゆうどうとう

ろうぜき

いた

みなもと

か。大進房・弥藤次入道等の狼藉のことに至っては、源、

ぎようち

すす

さつがい

にんしょう

行智の勧めによつて殺害・刃傷するところなり。もしまた

きしようもん

およ

もう

まった

か

起請文に及ぶべきことこれを申さば、全く書くべからず。

ゆえ

にん

さつがい

にんしょう

うえ

かさ

きしようもん

その故は、人に殺害・刃傷せられたる上、重ねて起請文を

か とが まも

ここんみぞう

さた

うえ

ぎようち

書き、失を守るは、古今未曾有の沙汰なり。その上、行智の

しよぎよう

か

所行、書かしむるごとくならば、身みを容ゆるるる処ところなく、行

おこな

つみ かたな

うべきの罪、方無むきか。あなかしこ、あなかしこ。この旨むねを

そん

もんちゆう

とき

つよづよ

もう

さだ

じようぶん

およ

存し、問注の時、強々とこれを申せ。定めて上聞に及ぶべ

ぎようち

しようにん

た

もう

かれ

ひとびと

ぎようち

きか。また行智、証人を立て申さば、彼らの人々、行智と

どうい

ひやくしようにとう

でんばたすうじゆうか

と

よし

もう

同意して百姓等が田畠數十刈り取る由これを申せ。もし

しようもん

い

ぼうしよ

よし

もう

また証文を出ださば、謀書の由これを申せ。ことごとく

しようにん

きしようもん

もち

げんしよう

さつがい

にんしよう

証人の起請文を用いるべからず。ただ現証の殺害・刃傷

ぎ そむ

もの

にちれん

もんけ

にちれん

のみ。もしその義に背く者は、日蓮の門家にあらず、日蓮の

もんけ

きようききようきんげん

門家にあらず。恐々謹言。

こうあん
にねんじゅうがつじゅうにち
弘安二年十月十二日

ほうきどの

伯耆殿

にっしゅう

にちべんとう

くだ

日秀・日弁等に下す。

にちれん
日蓮

かおう
花押